

# 令和8年度 介護保険料のお知らせ

令和8年度の介護保険料は、令和7年中の所得や令和8年4月1日現在の世帯の住民税課税状況に基づき、所得段階に応じて決定します。

6月中旬に「介護保険料決定通知書」を郵送しますので、保険料や納付方法をお確かめください。

## 納付方法

- ・特別徴収（年金からの引き去り）
- ・普通徴収（納付書による納付または口座振替）
- ・併用徴収（特別徴収と普通徴収の両方）

問い合わせ 介護保険課 ☎23-3293

## ■ 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人		保険料年額
1	本人が住民税非課税	・生活保護を受給している人 ・高齢福祉年金を受給している人 ・本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	19,500円（注）
2		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下の人	35,100円（注）
3		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	53,430円（注）
4	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	70,200円
5		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円を超える人	78,000円
6	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が60万円未満の人	93,600円
7		本人の合計所得金額が60万円以上120万円未満の人	97,500円
8		本人の合計所得金額が120万円以上165万円未満の人	101,400円
9		本人の合計所得金額が165万円以上210万円未満の人	105,300円
10		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	117,000円
11		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	132,600円
12		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	148,200円
13		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	163,800円
14		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	179,400円
15		本人の合計所得金額が720万円以上の人	187,200円

介護保険法施行令の改正により、令和8年度から第1段階、第2段階、第4段階および第5段階の所得基準を「80.9万円」から「82.65万円」に変更しています。

（注）低所得者の保険料軽減の実施に伴い、第1～3段階の保険料が減額となっています。